

犬飼隆・和田明美編

『語り継ぐ古代の文字文化』（青簡社刊 二〇一四年一月）抜刷

## 過去の支配

—— 天皇制度の成立と『日本書紀』 ——

吉田一彦

## 過去の支配

—天皇制度の成立と『日本書紀』—

吉田 一彦

はじめに

『日本書紀』は、天皇が定めた歴史書として、成立後ただちに大きな影響力を發揮し、その後も長い期間にわたって人々の歴史認識の根幹を規定した。それは、人々の歴史観を拘束し、今もなお私たちの内面に厳然と在住し続けている。私は、この書物を相対化することなくして、二十一世紀の現代的観点からの歴史認識はできないと考えている。

『日本書紀』は、そもそもどのような目的と論理によって書かれた書物なのか。それは、なぜ神々の時代から書かれ、のちに人間の時代の歴史へと展開していく構成をとっているのか。また、なぜ天皇家を最高神の子孫だとし、この国で天皇家以外に君主になった者はいないと書いたのか。

小論では、『日本書紀』とは何なのかについて、天皇制度の成立という観点から考えてみたい。

すでに言い古されていることかもしれないが、『日本書紀』は政治的意図をもつて作成された書物であり、その作成の目的や、執筆にあたった人たちの構想を考察することなくして、この書物を読解することはできない。誰が、どのような情勢のもとに、またどのような思想に基づいてこの書物を作成したのか。ここでは、〈時間の支配〉、さらに〈過去の支配〉という概念を用いてこの課題について考えるところを述べたい。

## 「天皇」号の成立

日本列島において政治権力の中枢に立った者は、五、六、七世紀の頃は「大王」を称したが、のち「天皇」なる称号を名乗るようになった。その時期がいつかをめぐって、かつては推古朝に日本の「天皇」号がはじまったとする学説が唱えられたが「津田左右吉一九六三」、現在では七世紀末の持統天皇から、もしくはその一代前の天武の途中からはじまったとする説が有力である。「渡辺茂一九六七、東野治之一九七七、増尾伸一郎二〇〇三」。今日でも、推古朝に成立したとする旧説を継承する学説も一部に存在しているが「大津透二〇一〇」、金石文史料の成立年代や唐の「天皇」号の評価などに疑問があり、私には説得的とは思われない。「天皇」号の成立時期については七世紀末説が有力であり、議論はここに帰着しつつあるように思う。

「大王」「天皇」なる称号のうち、「大王」号については、朝鮮半島の高句麗の君主号を模倣、導

入したものであることが武田幸男氏によって解明されている「武田幸男一九八九」。「天皇」号については、早く津田左右吉氏によって中国の用語を模倣、導入したものであることが指摘され「津田左右吉一九六三」、その後渡辺茂氏によって、唐の高宗（六二八〜六八三）が上元元年（六七四）に名乗った「天皇」なる君主号を模倣、導入したものであることが論じられている。中国皇帝は、秦の始皇帝以来「皇帝」を名乗るのが一般的であったが、この時、高宗は、皇帝は天皇、皇后は天后と称することとした（『旧唐書』高宗本紀）。日本の「天皇」号はこれを導入したものだという「渡辺茂一九六七」。従うべき見解であると思われる。

## 天皇と皇帝

「天皇」号成立の歴史的意義は大きい。これを「大王」号から「天皇」号への君主号の名称変更とのみとらえるのは過小評価であり、国制の根幹に関わる大きな変革と評価すべきだと考える。それは中国が長い歴史の中で築きあげた政治制度たる「皇帝制度」を導入、開始することであった【吉田一彦二〇〇六】。

「天皇」は「皇帝」の言い換えだった。日本の律令を見ると、養老令の儀制令第一条（天子条）に、君主の称号として、「天子」「天皇」「皇帝」「陛下」の四者が併記されている。これらはすべて同一地位の言い換えで、天皇は「天子」「皇帝」「陛下」と互換性を持つ概念だと規定されている。

では、大宝令ではどうだったろうか。この条文について、『令集解』の「古記」は「天子」と「陛下」に注釈を付し、「陛下」に言及する部分には「天皇」の語を用いて説明している。ここから、大宝令同条に「天子」「陛下」の語があったことが知られ、「天皇」の語も存在した可能性が高いことが判明する。しかし、これだけでは大宝令同条の文言全体がどうだったのかは、残念ながら確定することができない。それでも、「天子」の語が存在したことが確実であるから、すでに大宝令文において、少なくとも「天皇」が「天子」の言い換えであることが明記されていたとしてよからう。

次に『続日本紀』には、靈龜元年（七一五）九月二日（庚辰）条の元明天皇が元正天皇に皇位を禪<sup>ゆづ</sup>る詔に、「今伝皇帝位内親王（今、皇帝の位を内親王に伝ふ）」とあって「皇帝」の称号が見える。また、養老五年（七二二）十月十三日（丁亥）条の元明太上天皇が薄葬を命ずる詔にも、天皇の政務について「皇帝撰断万機（皇帝、万機<sup>ばんき</sup>を撰<sup>と</sup>り断<sup>ことわ</sup>る）」とあって「皇帝」の称号が見える。さらに、天平八年（七三六）十一月十一日（丙戌）条の葛城王、佐<sup>さい</sup>為<sup>い</sup>王<sup>わう</sup>が橘氏の賜姓を願<sup>ねが</sup>い出<sup>で</sup>た上表文にも、「伏惟、皇帝陛下（伏<sup>おち</sup>して惟<sup>おも</sup>みるに皇帝陛下）」とあって「皇帝陛下」の称号が見える。以上より、日本は、「天皇」が「皇帝」の言い換えであることを明確に認識してこの称号を導入していたことが知られる。

## 天皇制度の開始

「天皇」号を導入した日本は、君主の称号の導入のみならず、それに付随する諸々の制度をも導入する道を歩んだ。それは、「天皇」という政治制度、すなわち皇帝制度を導入することだった。

皇帝は、天下を統治するにあたり、自らの王朝の名を称する。日本は、七世紀末に「倭（倭国）」から「日本」へと国号を変更したが「東野治之一九九二」、吉田孝氏によれば、この「日本」という国号は、王朝名として開始されたものだという「吉田孝一九九七」。それまで「倭」「倭国」と他称され、また自称していた国家は、新たに「日本」という名を王朝名として称するようになった。これは、天皇制度の開始による日本王朝の創始だと評価されよう。

中国皇帝は、理念的には、空間と時間を、また法と経済を一元的に支配する。日本の五〜七世紀の「大王」の政治については不明の部分が多く、その実態がどのようであったかは未詳といわざるをえないが、そうした中国皇帝型の一元的支配とは質的に異なる支配が行なわれていた可能性が高い。これに対し、天皇制度の導入以降は、理念的には中国皇帝と同質の一元的支配を目指す方向性が求められた。現実としては、それが達成できる部分とできない部分があったろうし、むしろ中国皇帝型の一元的支配は最初から達成できなかったと評価すべきであろうが、政治理念としては、そうした姿を目指す道が歩みはじめられた。こうして、空間や時間、そして法や経済に関する中国的

な制度が模倣、導入されていった。

ただし、日本は中国とは歴史も文化も異なるから、中国の政治制度を導入するといっても改変が必要になるころがあった。では、具体的には、どこをどう改変してどのようなものを創ろうとしたのか。天皇による空間の支配、時間の支配、法の支配（「法による支配」ではない）、経済の支配はどれも重要な研究課題であり、その一つ一つについて学問的解析が必要となるが、小論ではこのうち時間の支配について私見を述べたい。

## 時間の支配

皇帝は時間を支配するが、実際にどのような方策をとるかとなるといくつかの方途が考えられ、その具体相は複雑性を帯びてくる。中国でも王朝ごとに差異があったように思われるし、日本の天皇の場合にも複数の選択肢があったように思う。

時間の支配には、私見では、次の三つの下位区分がある。〈過去の支配〉〈現在の支配〉〈未来の支配〉である。このうち、〈現在の支配〉は、中国の政治制度を参照するなら、自然時間の人為区分としての暦の制定、統治時間の区分としての年号の建元が重要な論点になる。〈過去の支配〉および〈未来の支配〉については歴史の確定が重要であり、具体的には『日本書紀』の成立が重要な論点になる。

## 日本の曆

ここでは、最初に曆をめぐる問題について、岡田芳朗氏、鎌田元一氏の研究成果に学びながら「岡田芳朗二〇〇一、鎌田元一二〇〇八」、天皇制度の開始という観点からあらためて考えてみたい。七世紀末、日本はそれまでの元嘉曆げんかに代わって儀鳳曆ぎほう（麟徳曆りんとく）を導入した。天皇制度を開始した日本は、本来なら自ら曆を制定すべきであろうが、それには作曆の能力・技術が必要になるし、曆には世界性、共通性が求められるから新しい曆の制定という方途は選択しなかった。代わって、それまでとは異なる新しい曆、すなわち儀鳳曆の導入が選択された。『日本書紀』によるなら、持統天皇四年（六九〇）十一月、それまでの元嘉曆と新しい儀鳳曆とが併用されるようになったという。まもなく、文武天皇元年（六九七）から「鎌田元一二〇〇八」、もしくは同二年（六九八）から「岡田芳朗二〇〇一」、儀鳳曆の単独使用が行なわれるようになった。

二〇〇三年、奈良県明日香村の石神遺跡から円形に変形された木製の曆が出土した。それは、もとはおそらく長方形で、記述内容から、持統天皇三年（六八九）の三月と四月の曆が表裏に記されたもので、元嘉曆による具注曆を記すものであることが解明された「岡田芳朗二〇〇三a b」。ここから、右の『日本書紀』が述べる儀鳳曆の開始年代が歴史的事実を伝える可能性が高いことが検証された。私は、七世紀末における儀鳳曆の開始を天皇制度開始にあたっての新曆の導入と評価した



い。それは大王の時間に代わる天皇の時間の設定であった。

## 日本の年号

『日本書紀』には、日本最初の年号として「大化」（元年～六年、六四五～六五〇）が建てられたと記されており、それは乙巳いっしの変によって成立した新政府によって建元けんげんされたとされている。同書には、それに続けて「白雉はくち」（元年～五年、六五〇～六五四）という年号が建てられ、また七世紀末にも「朱鳥しゆ」（元年のみ、六八六）という年号が建てられたと記されている。なお「朱鳥」については「阿訶美菩利あかみどり」という注が付されており、「あかみどり」と訓読みするよう指示がなされている。

では、これらの記述は歴史的事実を伝えているのか、そうではないのか。これら『日本書紀』の年号については、かねてより疑問が投げかけられてきた。今、それを二点にまとめると、第一は、これら『日本書紀』の年号が継続的に建てられておらず、断続的にしか建てられていないことについての疑問である。切れ目なく年号が続くのではなく、とびとびに年号が建てられているのは理解に苦しむ。これでは君主の時間が途切れてしまう。こうした断続的な年号は、中国の例から見ても、日本の「大宝」（元年～四年、七〇一～七〇四）以降の継続的な年号から見ても不審である。

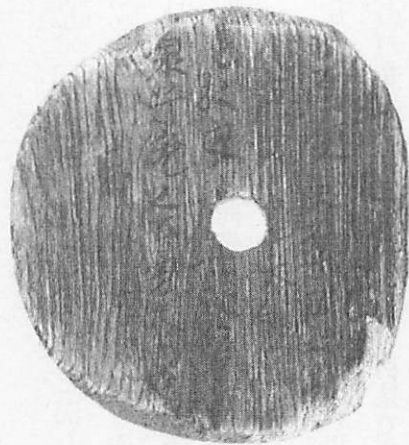
第二は、木簡との不整合である。それらでは、七世紀の年紀は干支かんしで表記されており、『日本書紀』の年号が使用されたものはまだ一例も発見されていない。特に注目を集めたのは難波宮跡（大



㊦城山遺跡出土 静岡県浜松市 浜松市博物館（複製）



（表）



（裏）

㊦石神遺跡出土 奈良県高市郡明日香村 奈良文化財研究所

具注曆

阪府大阪市) から出土した「戊申年」という木簡で、この干支は併出した土器の年代などから判断して六四八年にあたるという「江浦洋二〇〇〇」。それは『日本書紀』の年号では大化四年にあたるが、しかし年号表記はされず、干支表記が用いられている。これは「大化」年号が実際には使用されなかった事例の一つになると評価されよう。対して、「大宝」以降の時代になると、木簡の年号は年号で表記されるのが一般的になる。鎌田元一氏は、こうした事態について「藤原宮跡出土の木簡が、大宝元年を境として干支年表記と年号表記に截然と分かれるように、七〇〇年までは基本的に干支記年の時代であったと言うことができる」と論じているが「鎌田元一二〇〇八」、従うべき見解と思われる。

木簡は、今後も地中から続々と出土するだろうし、「大化」「白雉」「朱鳥」と記したものが発見されるかもしれない。しかし、研究の現段階では、七世紀の木簡で年号を用いたものはまだ一例もなく、右の第一の疑問点をあわせ考えるなら、『日本書紀』の三つの年号は歴史的事実を伝えるものとは言えず、後世になってから遡及的に定めたもの、もしくは同書の編纂者による創作と評価すべきであろう。

そうであるなら、研究の現段階では、日本の年号は「大宝」から開始され、それ以降、継続的に年号が建てられて、今日の「平成」に至ると見るのが妥当である。それは、私見では、王制(大王制度)をやめ、天皇制度を開始したことにもなつて、時間の支配の一つとして実施された施策の

一つと評価される。

## 未来の支配

歴史とは、現在の時点から過去を再構築して示すものであり、同時にその再構築された過去に立脚して未来を展望するものである。その際、過去の再構築が事実に基づいて行なわれる場合もあるが、事実よりもむしろ理念や政治や経済的得失などが重んじられて過去が改変、あるいは創作される場合もある。近代においては、歴史を叙述するにあたり、事実を重視する姿勢が強調される傾向にあるが、しかし、そうとはなっていない事例も見られる。近代以前における歴史の叙述となると、事実は軽視され、理念、政治などに基づいて過去が語られることがしばしばあった。このことは、そもそも歴史を誰の意向あるいは命令によって書くのか、誰のために歴史を書くのかという問題と密接に関連している。

未来はどうだろうか。未来は過去と連動するようにして語られる。一般的には、未来は過去に規定されて語られるということになるが、逆に、あるべき未来が構想され、それに対応させるようにして過去の再構築がなされるということもまたある。未来が過去を規定するのである。

天皇制度を導入した七世紀末の日本国の政治権力は、この政治制度の実施にあたり、あるべき唯一の未来の姿を構想し、呪縛をかけるようにその実現を宣言した。私は、それを〈未来の支配〉に

あたるととらえている。それは『日本書紀』の中で構想されており、同書によって広く一般に宣言がなされていった。

### 天壤無窮の神勅

『日本書紀』を読み進めていくと、著名な「天壤無窮の神勅」に出会う。卷二の一書（第二）に次のように語られるのがそれである（原漢文と書き下し文を示した。書き下し文は「小島憲之他一九九四」にもとづき、私見を加えた）。

時天照大神勅曰。若然者方当降吾兒矣。且将降間。皇孫已生。号曰天津彦彦火瓊杵尊。時有奏曰。欲以此皇孫代降。故天照大神乃賜天津彦彦火瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍三種宝物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗国。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。宝祚之隆当与天壤無窮者矣。

時に天照大神、勅して曰く、「若し然らば、方に吾が兒を降しまつらむ」と。且に降りま  
さむとする間に、皇孫、已に生れたまふ。号して曰く天津彦彦火瓊杵尊と。時に奏するこ

孫若用此第治國者必皆平、安今我當其夏  
 足之八十限、將隱去天限性言託遠、於是二神  
 誅、不順死神等一云二神遠、誅神、八非不、死、相、也、并、了、其、神、連、業、經、命、者、別、服、故、二、神、委、天、也、傳、文、神、性、云、前、易、稱、經、末、果以復命、于時高皇產靈尊  
 以真床進、衾覆於皇孫、果天津夜、火環、竹身  
 使降之皇孫、乃離天、鑿崖大磐座、此云、門、且、權、矣、麻、姑、以、敷、堆、罪、八重雲、機處之道、別道、別而天降、於日向、襲之高  
 千穗、舉矣、既而皇孫、遊行之狀也、者、則自穗日、二上  
 天、浮橋、立於浮滿、在葦原三於葦原、在葦原、此、則、命、介、廣、舞、陀、而、記、也、而舊完之空國、自傾、兵覓國、行去此、在、葦、原、行、去、  
 到於吾田、長屋、三枝之科、矣、其地、有一人、自号  
 事、務國、勝、長狹、皇孫、問曰、國在、非、以、不對、曰、寓有  
 國、朝、任意、茲之、故、皇孫、就、而、密、任、時、彼、國、有、參  
 人名曰、麻、草、津、津、姓各、名、神、每、四、神、名、皇、孫、問、此、人、皇孫、問、此、人、  
 曰、汝、非、之、子、邪、對、曰、矣、是、天、神、巫、山、祇、神、所、生、兒、也、  
 皇孫、因而、幸、之、耶、一、夜、而、有、娠、皇孫、未、之、信、曰、難、復  
 天神、何、能、一、夜、之、間、令人、有、娠、乎、汝、所、懷、者、非、

『日本書紀』卷第一下 愛知県名古屋市熱田神宮所藏 重要文化財

と有りて曰く、「此の皇孫を以て代へて  
 降さむと欲す」と。故、天照大神、乃  
 ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉、  
 及び八咫鏡、草薙劍、三種の宝物を  
 賜ふ。又中臣が上祖天兒屋命、忌部の  
 上祖太玉命、猿女が上祖天鈿女命、  
 鏡作が上祖石凝姥命、玉作が上祖玉  
 屋命、凡て五部神を以て配へ侍ら  
 しめたまふ。因りて皇孫に勅して曰く、  
 「葦原千五百秋之瑞穂国は、是、吾が子  
 孫の王たるべき地なり。爾皇孫就きて  
 治めよ。行矣。宝祚の隆えまことむこと、  
 天壤と無窮けむ」と。

ある。葦原中国（地上世界、日本国のこと）が  
 傍線部分がいわゆる「天壤無窮の神勅」で

ようやく平定されると、天照大神は皇孫をこの地に降すことにした。天孫降臨（皇孫降臨）である。天照大神は、皇孫に八坂瓊曲玉やまかたのまがたまと八咫鏡やたのかがみと草薙劍くさなぎのつるぎの三種の宝物を与え、また中臣氏、忌部氏、猿女氏、鏡作氏、玉作氏の祖先をお伴としてつき従わせた。そして勅して、「葦原千五百秋之瑞穂国は、私の子孫こそが王として統治すべき地である。なんじ皇孫よ、行つて統治せよ。宝祚が栄えることは永遠であろう」と宣言したという。

この記述は『日本書紀』正文に見えず、一書に見えるものであるが、『日本書紀』の成立過程や一書の理解、評価について考察する上で重要な史料になると考える。「天壤無窮の神勅」は平安時代初期の史書に言及され、また神祇祭祀の祝詞にもこの一節と類似する文言が見られることから、八、九世紀の政権、氏族たちに重要視されていたことが知られる。この一節が正文ではなく、一書として記された事情については、誰が（誰の祖先が）皇孫とともに降臨したと記述するのかと、点をめぐって詳細に考察する必要があると考えるが、小論のテーマから少し離れてしまうので、それについては別稿にて論じることとしたい。「天壤無窮の神勅」は、『日本書紀』成立後まもなく論議や言及の対象になっており、同書が説いた根本思想の一つをあらわす重要記事と評価してよいと考える。

「天壤無窮の神勅」は、『日本書紀』以降、平安時代の『古語拾遺』や『先代旧事本紀』に見え、鎌倉時代以降では、卜部うらべのなか懷賢かねかた（兼方）『釈日本紀』、神道五部書の『伊勢二所皇太神宮御鎮座伝記』

『豊受皇太神宮御鎮座本紀』『倭姫命世記』などの伊勢神道の書物、わたらいいえゆき度会家行るいじゆうじんぎほんげん「類聚神祇本源」、北きた島ばけらかよき親房『神皇正統記』、吉田神道や垂加神道すいかしんどうや水戸学の書物などに引用、言及されている。「家永三郎一九六六」。また、本居宣長にも大きな影響を与えたことが論じられている。「前田勉二〇〇二」。近代になると、よく知られているように、大正期・昭和戦前期の国定教科書で大きく取り上げられ、教育の世界で重視されて、国家理念の一部を構成する役割を果たした。

この神勅の文章の特色をめぐっては、後半部分の「宝祚之隆当与天壤無窮者矣」という表現に漢文的な潤色が見られることが、多くの学者によって指摘されてきた。かものまぶち賀茂真淵、本居宣長、たにがわこと谷川士清、すが河村秀根・ひでね益根、久米邦武、津田左右吉らによる指摘がそれである。そうした研究成果を承けた家永三郎氏は、この神勅の文章は、中国の文献、それも外典げてんというよりはむしろ仏教文献の影響を受けているとして、具体的に神勅文と類似する中国仏教の願文の文言を指摘した。そして、この神勅は、仏教の宝祚ほうそ長久ちちうきゆうを祈願する文言に影響されて作文されたものであると結論した。「家永三郎一九六六」。この説は説得的であり、中国のどの文献の文言を模倣したものであるかについてはなお議論の余地があると考えるが、これが中国の仏教文献の影響を受けて作文されているのはまちがいないと考えられる。



## アマテラス・高天原・天孫降臨思想の成立と天皇制度

では、これらの言説はいつごろ成立したものであろうか。筑紫申真氏は、アマテラスの成立は七世紀末の文武二年（六九八）に至る十年間であらうと論じた〔筑紫申真二〇〇二〕。大山誠一氏は、「高天原」の初見は『続日本紀』の冒頭、文武天皇元年（六九七）八月の文武天皇即位の詔であると指摘し、天孫降臨の神話は「持統から孫の文武への禪譲を説話化したものであろう」と論じている〔大山誠二〇〇三〕。また、『日本書紀』の区分論で知られる森博達氏は「森博達一九九九、二〇一一」、瀬間正之氏の紹介によるなら「瀬間正之二〇一三」、最近の口頭発表において、「高天原」と「天照大神」は『日本書紀』β群だけに用いられており、β群は文武朝以降に書き始められたもので、「天照大神」も文武朝以降に成立したものだと言っているという。これらは、いずれも注目すべき重要な研究だと評価されよう。

さらに大山誠一氏は、別著において、天孫降臨神話は次の三段階の過程を経て成立したものと論じた。第一は草壁皇子の即位を計画、正当化しようとして神話の原型を造型した段階で、持統天皇三年（六八九）頃の作業であるという。第二は文武天皇の即位を正当化しようとした段階で、高天原概念が作られ、持統天皇と軽皇子かろのみこ（文武天皇）をモデルにアマテラスと天孫が生み出された。これは持統天皇四年（六九〇）～文武天皇元年（六九七）の間の作業であるという。そして、第三

は新たに首皇子おびとのみこ擁立を計画した段階で、アマテラス、天孫の姿に元明天皇、首皇子が重ねられていった。それは元明朝における作業であるという「大山誠二〇二一」。

以上の近年の研究成果を参酌するなら、高天原やアマテラス、そして天孫降臨神話は、七世紀末〜八世紀初頭に構想、創作されたものであることが判明する。それは『日本書紀』が書き進められていく過程そのものであった。「天壤無窮の神勅」もその中で構想された。この神勅は、天皇制度が導入され、それにとりまなう諸制度が開始されるという新しい政治体制のもとで、〈時間の支配〉を行なう言説の一つとして創作されたものであった。

### 過去の唯一性

未来のあるべき姿を宣言し、未来を規定するということは、それに対応するようなあるべき過去の姿を規定することになる。あるべき未来を構想、構築するには、それを必然化するような過去の経緯が必要になるからである。かくして〈あるべき未来〉をみことりすることに対応して、〈あったはずの過去〉が要請され、それにそうように過去の創作がなされていった。

歴史は、そもそも、それぞれの立場によってとらえ方、描き方が異なるものである。「大隅和雄一九八七、一九九八」。Aにとっての過去とBにとっての過去は、共通する事実認識や評価も包含されようが、他方、事実認識・評価に大きな、あるいはゆるぎることのできない差異が存在する場合が少

なくない。そうした差異の存在は、むしろ歴史認識にとつて一般的なことと言つてよい。だが、あるべき一つの未来を宣言するのであるなら、それに対応するような過去は一つでなければならず、複数の過去が存在するという事態は極力避けられねばならない。こうして複数の過去は統一、一元化され、唯一の過去が作成されていった。

### 神勅の意味

「天壤無窮の神勅」が宣言するのは、この地を王として統治するのは天照大神の子孫であり、それが未来永劫にわたつて君主になるということであつた。それは、すなわち、①天皇家のみが君主になりうる家系であり、②未来永劫、他の家系が君主になることは認められない、ということである。この宣言を時間軸を逆方向にとつて、過去の方に敷衍していくとどうなるか。それは、①天皇家のみがこれまで君主であつた家系であり、②無限の過去にさかのほつて他の家系が君主だつたことはなかつた、ということになるだろう。永遠の未来に対応するような永遠の過去。流れゆく時間のすべてを覆い尽くそうとする無限の時間観念。この神勅にはそうした思想が存在する。

無限の過去にさかのほつていくとはどういうことか。過去へ、過去へとどんどんさかのほつていけば、人間の時間の範囲を越えて、神々の時間の世界へと参入していくことになる。したがつて、草創の時代の歴史を描くにあつては、神々の世界の時間から現実の歴史世界の時間へと連続的に

進展していく時間が説かれることになる。『日本書紀』では、そうした思想に基づいて神代紀が作成され、天孫降臨によつて神々の時代から人間の時代へと進み、また天皇家は神の子孫、神の血筋を引く家系として造型されることとなった。そして、はるかに遠い草創の時代から、日本国は天皇家だけが君主として統治しており、それ以外の家系が君主であったことはなかったとする過去が構想、創作されていった。『日本書紀』はそうした時間思想、政治思想に立脚して作成された書物であった。『日本書紀』が「神話から歴史へ」という構成をとっているのは、そう読解してはじめて理解が可能になると私は考える。

それは、しかし、中国の皇帝制度を支える理念である天命思想とは大きく異なる思想と言わなければならぬ。「命」「天命」の思想は、一つの王朝が成立したことの正当性を保障するが、無限の時間を覆うものではなく、むしろ王朝交替を前提にし、王朝の交替を正当化する思想になっている。日本は、中国の皇帝制度を導入するにあたって、この天命思想の部分を大きく改変、転換した。そして、天から命が下るという考え方を否定し、天（これを「高天原」とする）の神の血筋を引く家系、すなわち天皇家がこの地を統治するという考え方に組み替えた。こうして、神々の世界の最高神である天照大神は、天皇家の血筋上の祖先であるとする言説が創作され、『日本書紀』に記述されていった。

## 過去の支配

唯一の過去を制定すること——『日本書紀』編纂の目的はここにあった。編纂者たちに与えられた職務は天皇の歴史を書くことであつたが、それはあるべき未来を宣言し、それに整合する唯一の過去を物語るという形で結実していった。この営みは〈歴史の制定〉であり、〈過去の支配〉と評価すべきものであつたと考える。『日本書紀』が成立するまで、おそらくさまざまな集団がそれぞれの過去を語っていたものと推定される。だが、それらのほとんどはここで否定、消去されてしまった。

『日本書紀』の編纂は、同書天武十年（六八二）三月十七日（丙戌）（へいじゅう）条によるなら、この年から開始された。この日、天皇は詔して、川島皇子、（おさかべのみこ）忍壁皇子、（しのかべのみこ）広瀬王、竹田王、桑田王、三野王、（かみつげのみきみみちじ）上毛野君三千、（いみべのみむらじこびと）忌部連首、（あずみのむすじいなしき）安曇連稻敷、（たじあのみむらじおおかた）難波連大形、（なかとみのむらじおおしま）中臣連大島、（へぐりのおみこびと）平群臣子首に、「帝紀」と「上古の諸事」の「記定」を命じ、大島と子首が筆録を担当することになつたという。この記事をめぐっては、『古事記』撰修の開始を述べるものだとする理解が古くからあるが、私は、坂本太郎氏など多くの論者が説いた、『日本書紀』撰修の開始を記したものだとする理解に賛成である〔坂本太郎一九六六、一九七〇、一九七二〕。『日本書紀』こそが天皇が定めた歴史書であり、奈良平安時代に『古事記』が天皇の歴史書として重んじられた形跡はなく、一方、『日本書紀』は天皇が定めた

歴史書として君臨しているからである。

この記事は、歴史を撰修することを「記定（しよ記し定むまた）」と表現している。この語には、歴史が天皇の詔によって定められるものであることが集約されているように思う。歴史の編纂にあたっては、様々な資料の提出が各方面に求められた。坂本太郎氏は、収集資料の中に、諸氏に伝えられた先祖の物語の記録（墓記）、地方諸国に伝えられた物語、政府の記録、個人の手記や覚書、寺院の縁起、百済に関する記録があったことを指摘している。

こうして集められた資料に対しては、しかし、編纂者たちによって取捨選択の作業がなされ、編集がなされ、「記定」がなされていった。それまで、それぞれの集団で語られてきたそれぞれの過去は、この作業の中でかなりの部分が消去、改変、編集されてしまい、あわせて新たな創作と整合化が編纂者たちによって書き加えられていった。複数の過去が存在することは許されず、不要な過去は消し去られ、唯一絶対の歴史のみが文章化されて、公式の歴史として制定されていった。

そこに「記定」された根幹的言説、たとえば、天皇家が天の最高神の子孫であるとか、神武天皇から持統天皇まで血筋が途絶えることなく続いてきたなどというのは、もちろん歴史的事実に基づくものではなく、政治的に創案された主張にほかならない。また、天皇家以外に君主になったものがいなかったというのも、他国の例を参照するなら到底歴史的事実とは考えられず、日本列島にも天皇家以外の君主が存在した可能性がきわめて高い。だが、そうした過去は消し去られ、ただ一つ

の過去だけが歴史として定められた。

### 『日本書紀』への異議申し立て

今日、私たちは、奈良平安時代のいくつかの文献の中で、『日本書紀』とは異なる過去を語る言説に出会う。『古語拾遺』『先代旧辞本紀』、いわゆる「氏文」の類「沖森卓也他二〇一二」、また「元がん興寺伽藍縁起并流記資財帳」こうじがらんえんぎならびにるきしざいちゆう「上宮聖徳太子伝補闕記」ほけつぎ「上宮聖徳法王帝説」ほうおうていせつなどの寺院系の史料、そして『古事記』などである。それらは注目すべき重要史料であるが、私見では、そのいずれもが『日本書紀』が成立した後、それに対する反論として書かれた文献だと考える。そこには『日本書紀』編纂以前に語られていた過去を伝える部分は残念ながらほとんど残っていない。

神野志隆光氏は、近年、「複数の『古代』」について論じ、新たな文献読解の方向性を示している。重要な議論だと考える「神野志隆光二〇〇七」。ただ、私見では、これらの書物に記される歴史は、現実の権益確保を目的として、『日本書紀』の記述に異議申し立てを行なったものと読解すべきである「吉田二彦二〇一一、二〇一二」。それらの中には、古記や古伝承によって述べるという体裁をとっているものがあるが、その内容を精査すると、『日本書紀』の設定した枠組を前提に議論がなされており、古記、古伝承というのは自らの正当性を説くための手段としての言説であることが知られる。それらは『日本書紀』に対してもの申し立てるのであって、同書編纂以前に語られて

いた過去にまでさかのぼりうる言説はほとんどない。『日本書紀』編纂以前の言説は、『日本書紀』によつてほとんど消し去られたと見るよりないと考える。

ただし、『日本書紀』編纂以前にさかのぼりうる過去は、むしろ『日本書紀』の中にわずかではあるが残存しているように思う。『日本書紀』を読み進めていくと、編纂のミスと思われる箇所、作為が歴然としている箇所、内部に矛盾が認められる箇所があることに気づく。編纂者たちは長い時間をかけて周到な編纂作業を進めたが、それでも作業は完璧なものにはならなかった。そのため、同書にはそこに消し損なつた過去の残像や不用意な記載が残っている。私は、それらを手掛かりにし、あわせて出土文字資料を参酌することによつて、『日本書紀』編纂以前の歴史を考察していきたいと考えている。

### むすび

日本は、七世紀末に天皇制度を開始した。それは中国の政治制度である皇帝制度を導入したものであった。天皇は空間と時間、そして法と経済を支配する。その様相の解明は大きな学問的課題だと考える。小論では、このうち時間の支配について考察し、この観点から『日本書紀』の目的やその論理について私見を述べた。

時間の支配には、〈現在の支配〉〈未来の支配〉〈過去の支配〉があるが、『日本書紀』は〈未来の



支配」と（過去の支配）を実施するために、天皇の名のもとに編纂された書物であった。『日本書紀』は歴史を書き記すが、それは過去の事実に基づいて叙述されたものではなかった。天皇制度の成立にともない、天皇が自らの正当性を述べ、未来永劫にわたる天皇家の支配を宣言し、それに対応するあるべき過去を歴史として制定するというものだった。その営みは成功し、『日本書紀』はその後長い期間にわたって人々の歴史認識の根幹を規定していった。今日なお、『日本書紀』の思想は私たちの内面を呪縛し続けている。

#### 【参考文献】

- 家永三郎 「神代紀の文章に及ぼしたる仏教の影響に関する考証」『上代仏教思想史研究 新訂版』法藏館、一九六六年（『家永三郎集 二 仏教思想史論』再録、岩波書店、一九九七年）。
- 江浦 洋 「一九九九年出土の木簡 大阪・難波宮跡」『木簡研究』二二、二〇〇〇年。
- 大隅和雄 『日本史のエクリチュール』弘文堂、一九八七年。
- 同 「史実と架空のあいだ」『日本の文化をよみなおす』吉川弘文館、一九九八年。
- 大津 透 『天皇の歴史 一 神話から歴史へ』講談社、二〇一〇年。
- 大山誠一 『日本書紀』の構想（同編『聖徳太子の真実』平凡社、二〇〇三年）。
- 同 『天孫降臨の夢』NHKブックス、二〇〇九年。

- 岡田芳朗 「日本における暦」『日本歴史』六三三、二〇〇一年。
- 同 「日本最古の暦」『歴史研究』五〇三、二〇〇三年。
- 同 「日本最古の暦―その年代推定と暦注解釈―」『しにか』十四―八、二〇〇三年。
- 沖森卓也・矢嶋泉・佐藤信 『古代氏文集』山川出版社、二〇〇二年。
- 鎌田元一 「暦と時間」『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年。
- 神野志隆光 「複数の「古代」講談社現代新書、二〇〇七年。
- 小島憲之他校注・訳 『新編日本古典文学全集 日本書紀』一・二・三、小学館、一九九四―一九九八年。
- 坂本太郎 『日本の修史と史学』改版、至文堂、一九六六年。
- 同 『六国史』吉川弘文館、一九七一年。
- 同 「日本書紀」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題 上』吉川弘文館、一九七二年)。
- 瀬間正之 「古事記は和銅五年に成ったか」『上代文学』一一〇、二〇一三年。
- 武田幸男 「高句麗『太王』の国際性」『高句麗史と東アジア』岩波書店、一九八九年。
- 筑紫申真 『アマテラスの誕生』講談社学術文庫、二〇〇二年。
- 津田左右吉 「天皇考」初出一九二〇年、『津田左右吉全集 三 日本上代史の研究』岩波書店、一九六三年。
- 東野治之 「天皇号の成立年代について」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年。
- 同 「日出処・日本・ワークワーク」『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年。
- 前田 勉 『近世神道と国学』ペリかん社、二〇〇二年。
- 増尾伸一郎 「天皇号の成立と東アジア」(大山誠一編『聖徳太子の真実』平凡社、二〇〇三年)。
- 森 博達 『日本書紀の謎を解く』中公新書、一九九九年。

同 『日本書紀成立の真実』 中央公論社、二〇一一年。

吉田一彦 『民衆の古代史』 風媒社、二〇〇六年。

同 「聖徳太子信仰の基調―四天王寺と法隆寺」(同編『変貌する聖徳太子』 平凡社、二〇一一年)。

同 『仏教伝来の研究』 吉川弘文館、二〇一二年。

吉田 孝 『日本の誕生』 岩波新書、一九九七年。

渡辺 茂 「古代君主の称号に関する二、三の試論」『史流』 八、一九六七年